

令和8年度 鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業 補助金交付申請の手引き

窓の断熱改修について



申請期間

令和8年7月1日(水)から令和9年1月29日(金)午後5時まで
【郵送の場合】令和9年1月29日(金)必着

申請は受付順で、設備別予算額(補助予定件数)に達した時点で終了します

鎌ヶ谷市ホームページ▶暮らし・手続き▶住まい▶助成・申請・制度
▶令和8年度住宅用設備等脱炭素化促進事業



令和8年7月

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課

目次

1. 補助対象の要件	3
(1) 補助金額および補助対象経費について	3
(2) 補助対象となる方	3
(3) 設備の要件	4
(4) 設備の導入をリースで行う場合の要件	4
2. 申請について	5
(1) 申請手続きの流れ	5
(2) 提出方法	5
(3) 申請期間	5
(4) その他の注意事項	6
(5) 提出書類	7
3. Q&A	17
(1) 補助制度全般について	17
(2) 補助対象について	17
(3) 補助金の申請について	18
(4) リースについて	19
(5) その他	19
4. お問い合わせ	20

1. 補助対象の要件

- ・ 窓の断熱改修は、新築住宅は対象外です。
- ・ 改修とは、建物自体は壊さず行う修理のことであるため、改築は補助対象外になります。壁を壊して窓のサイズを変えることは改修となりませんのでご注意ください。
- ・ 他のリフォームと同時に行っている場合は、窓の改修工事のみの見積書を提出してください。
- ・ 同一住宅の補助は、1回を限度とします。売買等により取得した住宅に、新たな住民が交換等する場合は対象です。

(1) 補助金額および補助対象経費について

未使用品(新品)の設備を設置し、補助金申請日までに使用を始めている必要があります。

設置する住宅	補助金額※ ¹		補助対象経費※ ²
申請者自らまたは第三者が所有している既存住宅	着工日が令和8年度	補助対象経費の1/4 (上限8万円)	設備本体(ガラス、窓)および高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等)
	着工日が令和7年度	補助対象経費の1/4 (上限4万円)	

※1 算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。

※2 補助対象経費には、消費税・地方消費税相当額・国等の補助金の額を含めないものとします。

※3 網戸、雨戸等の窓付属部材費や、ガラスが付随するドアそのもの(窓として登録されているものを除く。)の本体およびその交換に要する工事費は補助対象経費に含みません。

その他対象外の経費	・申請代行等の手数料全般 ・長期保証費等の事務諸経費	・印紙代 ・値引額
-----------	-------------------------------	--------------

(2) 補助対象となる方

次のいずれにも該当する方が申請できます。

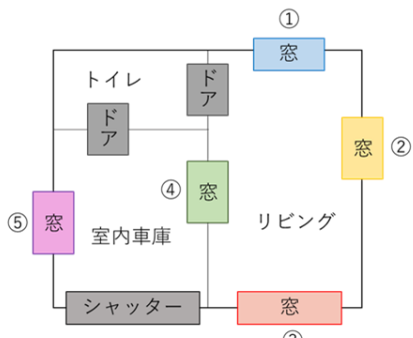
- ・ 設備の設置費等を負担し、設備等を所有していること
(所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店またはファイナンス会社等である場合およびリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む)
- ・ 次のいずれかに該当する住宅に補助対象設備を設置していること
 - ① 申請者自らが所有し居住する市内に所在する住宅
 - ② 第三者が一部もしくは全部を所有し、申請者自らが居住する市内に所在する住宅(所有者の承諾を受けて補助対象設備を設置した方)
※「住宅」には、店舗併用住宅や共同住宅(自ら所有・居住する部分のみ)を含みます。
- ・ 補助対象設備が設置された鎌ケ谷市内の住宅に居住し、住民登録を完了している方
- ・ 鎌ケ谷市に納付すべき税を滞納していないこと(リース事業者も含む)
- ・ 令和7年度(令和7年4月1日)以降に設置工事に着手し、完了していること
- ・ 補助対象設備を設置する住宅において、過去に同一の補助対象設備で市補助金の交付を受けていないこと

(3) 設備の要件

- ・ 既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブまたは公益財団法人北海道環境財団により窓・ガラスとして登録されているものであり、窓全体の熱貫流率 U_w が1.9以下のものであること
- ・ 1室単位で外気に接するすべての窓の断熱化をすること

- ※ 室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいいます。空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められません。
- ※ 例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体＝1室の場合はすべての外気に接する窓の断熱改修が必要です。
- ※ 換気小窓、300×200 mm以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓、テラスドアおよび勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓およびガラス等は、改修を要件としません。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできます。

【例】リビングと室内車庫が隣接しており、間に窓がある

外気に接する窓：①、②、③、⑤	断熱改修した窓	補助の対象
	窓①、②、③	対象外
	窓①、②、③、④	対象
	窓①、②、③、⑤	対象

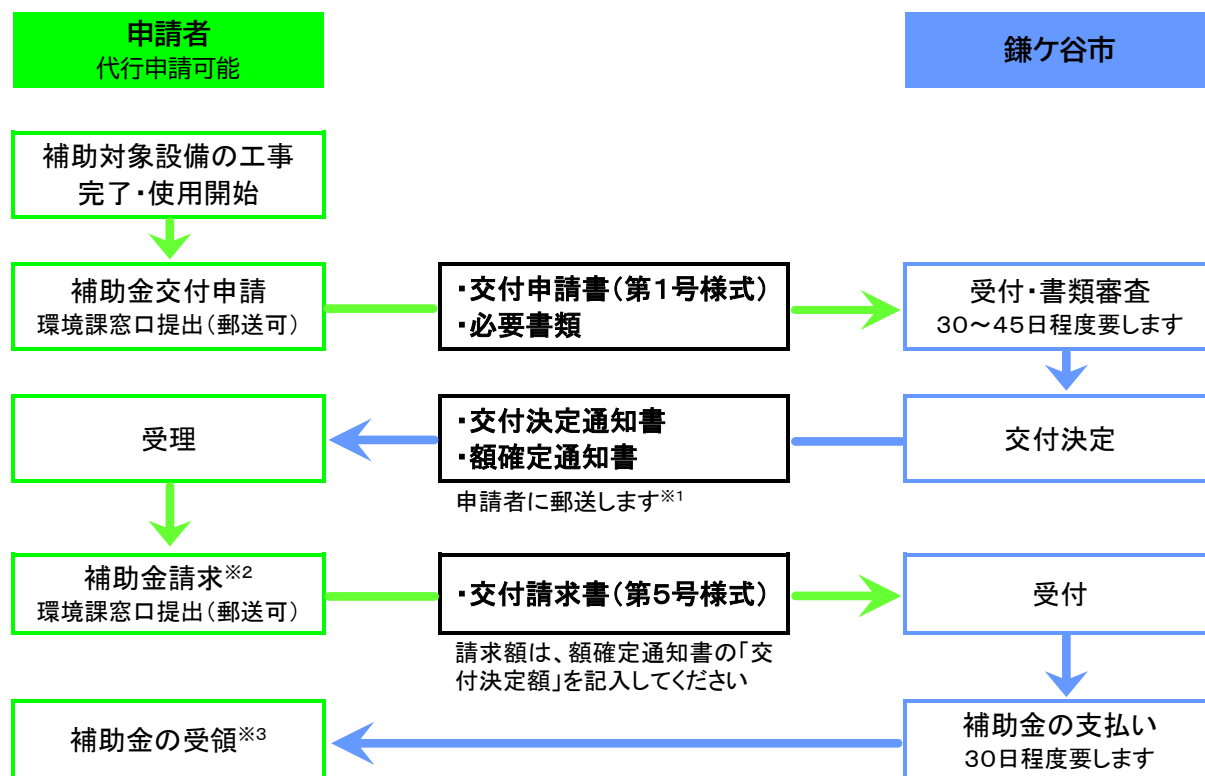
窓④か窓⑤を断熱化しないと、リビングに対し、熱流入、流出が起きてしまうため、どちらかの改修が必要です。

(4) 設備の導入をリースで行う場合の要件

- ・ 設置者とリース事業者は連名で申請をすること
- ・ リース事業者がリースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分が還元されていること
- ・ リース契約について次のいずれかを満たすこと。また、それらがリース契約書等から確認できること
 - ① リース期間が設備等の財産処分制限期間以上の契約となっていること(20ページ「Q6-4」参照)
 - ② ①を満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること

2. 申請について

(1) 申請手続きの流れ



- ※1 補助対象設備の設置をリースにより導入する場合は、リース事業者あてに補助金交付決定通知書・額確定通知書を送付します。
- ※2 補助金交付決定通知書・額確定通知書がお手元に届いたら、速やかに同封の「補助金交付請求書」に必要事項を記載し、別途お知らせする期限までに提出してください。
振込先は申請者本人名義の口座に限ります。
- ※3 振込通知は行いません。正しい金額が振込されているか通帳の記帳などにより確認してください。

(2) 提出方法

鎌ヶ谷市役所1階 環境課窓口を持ち込み【郵送可】

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

受付時間: 午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

(3) 申請期間

令和9年1月29日(金)午後5時まで【郵送の場合は申請期間内に必着】

- すべての提出書類に不備・不足等がないことを市が確認できた時点で受付となります。
- 申請は受付順で、設備別予算枠(補助予定件数)に達した時点で終了します。予算の範囲を超えた日に到着した申請書は抽選し、受け付けます。
- 申請期間外や予算の範囲を超えた日以降に提出されたものは無効となります。

(4) その他の注意事項

● 申請にあたって

- ① 提出書類や記載内容はよく確認したうえで、チェックシートを活用して提出してください。書類の不足や記載事項の漏れ・誤りにより受理できない場合があります。
- ② 申請は原則として申請者本人が行ってください。ただし、「補助金交付申請手続代行届出書(第6号様式)」の提出で、申請を設備販売者等に代行させることができます。なお、申請手続きの代行を依頼したことによる事故等について、市は一切の責任を負いかねます。
- ③ 設備を設置した住宅を第三者が一部または全部について所有している場合は、所有(共有)者全員の「補助対象設備設置承諾書」(参考様式1)が必要です。
- ④ 申請書は先着順に受け付け、書類審査のうえ、補助金交付の可否および補助金額を決定します。
- ⑤ 補助金交付請求時に必要な「補助金交付請求書」(第5号様式)は、補助金交付決定者に送付します。
- ⑥ 補助対象設備を組み合わせで申請することができますが、同じ種類の設備について複数台申請することや、かつて補助を受けた設備について再度申請することはできません。
- ⑦ 交付決定等にあたっては、現地調査を行う場合があるため、ご協力をお願いします。

● 補助金交付決定後

- ① 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過するまでの間(20ページ「Q6-4」参照)は補助対象設備を処分することはできません。やむを得ない事情がある場合にはあらかじめご相談ください。
- ② 補助金の交付条件に違反したときは、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- ③ 補助金交付後、市より、補助対象設備を設置した効果等についてアンケートにより状況をお尋ねすることがありますのでご協力をお願いします。

(5) 提出書類

○:必要 △:場合により必要

書類	記入例・ 注意事項等	窓の断熱改修
① 補助金交付申請書(第1号様式・第1号様式の2)	8-9 ㊦	○
② 補助金交付申請チェックシート	10 ㊦	○
③ 補助金交付申請手続代行届出書(第6号様式)	10 ㊦	△
④ 補助対象設備設置承諾書	10 ㊦	△
⑤ 設備が補助対象であることがわかる書類	11 ㊦	○
⑥ 未使用品であることが確認できる書類	11 ㊦	○
⑦ 技術仕様が確認できる書類	11 ㊦	△
⑧ 設置場所が確認できる平面図および立面図	12 ㊦	○
⑨ 支払いを証明する書類	13 ㊦	○
⑩ 全額支払いの手続きが完了していることが確認できる書類	13 ㊦	△
⑪ 設置に係る経費の内訳が記載された書類	13-14 ㊦	○
⑫ 設置状況が確認できる写真	15 ㊦	○
⑬ 既存住宅であることが確認できる書類	15 ㊦	○
設備の導入をリースで行う場合		
⑭ リース契約書の写し	15 ㊦	○
⑮ 貸与料金の算定根拠明細書(第1号様式の2別紙)	16 ㊦	○
⑯ リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類	—	○
⑰ リース事業者の登記事項証明書	17 ㊦	○

① 補助金交付申請書(第1号様式・第1号様式の2)	必要
---------------------------	----

リースにより導入した場合は第1号様式の2を提出してください。
申請額および申請額合計を書き損じた場合は新しく書き直してください。

● 補助金交付申請書記入例(第1号様式)

第1号様式 (第5条関係)

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付

提出日を記入してください
(郵送の場合は発送日)

令和8年7月7日

申請者以外の家屋所有者がいる場合は、④の承諾書(参考様式1)が必要です

鎌ケ谷市

申請者 〒273-0195

住所 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1

フリガナ カマギャ ジロウ
氏 名 鎌ケ谷 次郎

電話番号 047-123-4567

日中連絡の取れる電話番号を記入してください

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

設備及び申請内訳額(該当する番号に○印をしてください。)	1	太陽光発電システム(, キロワット)		
	2	燃料電池システム(エネファーム)		円
	3	リチウムイオン蓄電池システム		円
	④	窓の断熱改修	80,000	円
	5	電気自動車		円
	6	プラグインハイブリッド自動車		円
	7	V2H充放電設備		円
	8	集合住宅用充電設備		円
		申請額合計	80,000	円

申請額を記入してください
補助対象経費の額ではありません

合計金額を記入してください

設置した建物の種別 (該当する番号に○印をしてください。)	①	既存の住宅に設置した。
	2	住宅の新築に併せて設置した。
	3	設備が設置された住宅を取得した。
着工日(自動車を除く)	令和8年 7月 1日	
設置又は引き渡し完了日	令和8年 7月 1日	

私の鎌ケ谷市における納税状況及び住民基本台帳の記録状況を調査することについて

☒ 同意します ☐ 同意しません(該当しない場合は、申請日の属する年度の前年度分の市税者本人分)を添付

すべての設備の設置工事が完了した日を記入してください 19ページ「Q4-1」参照

いずれかにチェックをしてください

● 補助金交付申請書記入例(第1号様式の2) 設備の導入をリースで行う場合

第1号様式の2 (第5条関係)

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

提出日を記入してください
(郵送の場合は発送日)

令和8年7月7日

鎌ケ谷市長 様

申請者以外の家屋所有者がいる場合は、④の承諾書(参考様式1)が必要です

(リース事業者) 〒123-4567
所在地 ▲▲県●●市××1-2-3
名称 ●●●株式会社
フリガナ トリシマリヤクシヤチョウ カマギャ ハナコ
代表者職・氏名 取締役社長 鎌ケ谷 花子
電話番号 000-0000-0000

申請者

日中連絡の取れる電話番号を記入してください

(リース先) 〒273-0195
住所 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1
フリガナ カマギャ ジロウ
氏名 鎌ケ谷 次郎
電話番号 047-123-4567

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

申請額を記入してください
補助対象経費の額ではありません

設備及び申請内訳額(該当する番号に○印をしてください。)	1	太陽光発電システム (, キロワット)		
	2	燃料電池システム (エネファーム)		円
	3	リチウムイオン蓄電池システム		円
	④	窓の断熱改修	80,000	円
	5	電気自動車		
	6	プラグインハイブリッド自動車		
	7	V2H充放電設備		円
	8	集合住宅用充電設備		円
申請額合計			80,000	円

合計金額を記入してください

設置した建物の種別
(該当する番号に○印をしてください。)

- ① 既存の住宅に設置した。
2 住宅の新築に併せて設置した。
3 設備が設置された住宅を取得した。

着工日(自動車を除く)

令和8年 7月 1日

設置又は引き渡し完了日

令和8年 7月 1日

私の鎌ケ谷市における納税状況及び住民基本台帳の記録とについて

(リース事業者) ☒ 同意します ☐ 同意しません(該当する場合は記入)
(リース先) ☒ 同意します ☐ 同意しません(該当する場合は記入)

※同意しない場合は、申請日の属する年度の前年度分の市税に係る納税証明書及び住民票の写し(申請者本人分)を添付してください

すべての設備の設置工事が完了した日を記入してください 19ページ「Q4-1」参照

いずれかにチェックをしてください

② 補助金交付申請チェックシート	必要
------------------	----

該当する項目にすべて✓印を入れて提出してください。

③ 補助金交付申請手続代行届出書(第6号様式)	場合により必要
-------------------------	---------

申請手続きを設備販売者等に代行させる方は提出してください。

④ 補助対象設備設置承諾書	場合により必要
---------------	---------

設備を設置した住宅を第三者が一部(全部)所有している方は提出してください。

● 補助対象設備設置承諾書(参考様式1)

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助対象設備設置承諾書

申請者以外の所有者
申請者以外の所有者が複数いる場合は、
人数分の承諾書が必要です

令和8年 7 月 1 日

→ 所有(共有)者

郵便番号 273-0195

住 所 鎌ケ谷市新鎌ケ谷 2-6-1

氏 名 鎌ケ谷 太郎

電話番号 090-XXXX-XXXX

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助金の申請にあたり、
下記の建物は私の所有(共有)であるため、申請者に対し適正な管理を果たすことを条件に補
助対象設備の設置を承諾します。

記

申請者	補助対象設備 設置家屋所在地 (申請者住所)	〒	2	7	3	—	0	1	9	5	
	鎌ケ谷市 新鎌ケ谷 2-6-1										
	氏 名	鎌ケ谷 次郎									

⑤ 設備等が補助対象であることがわかる書類	必要
-----------------------	----

登録済製品一覧等から、設置した設備がわかる部分を提出してください。必要ページのみ印刷し、マーカー等でわかりやすく印をつけてください。

補助対象設備の確認方法		
窓の断熱改修	先進的窓リノベ2026事業、みらいエコ住宅2026事業（一般社団法人環境共創イニシアチブ） ※開口部の改修「ガラス」「外窓」「内窓」	
	既存住宅の断熱リフォーム支援事業（公益財団法人北海道環境財団） ※カテゴリ「窓（居間だけ断熱）」「窓」「ガラス」	

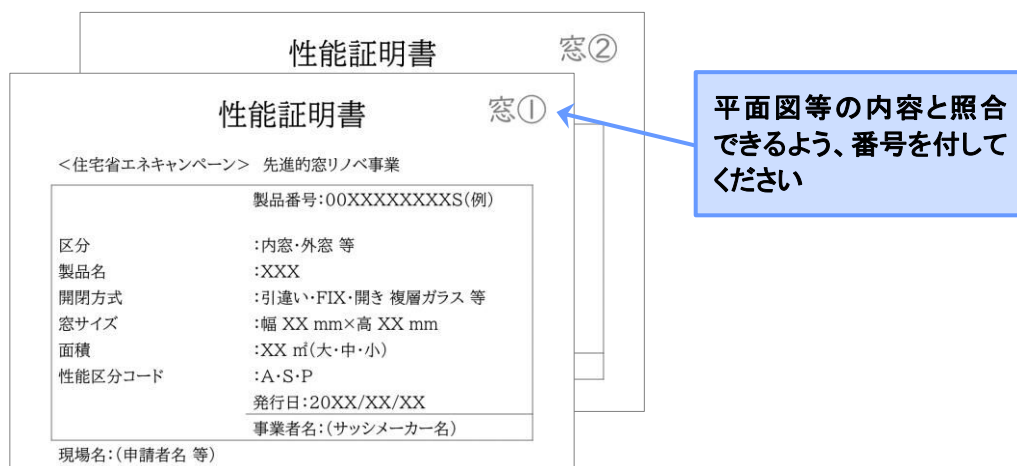
⑥ 未使用品であることが確認できる書類	必要
---------------------	----

19ページ「Q4-3」参照

メーカー発行の保証書、出荷証明書※、先進的窓リノベ事業対象の性能証明書等のいずれかの写しを提出してください。平面図、内訳明細書等の内容と照合できるよう、窓に番号を付してください。

※ 購入日、メーカー名、品番、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）または公益財団法人北海道環境財団法人の登録型番等がすべて確認できるもの。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）または公益財団法人北海道環境財団法人の登録型番等の記載がない場合については、メーカーが発行する窓の性能を証明する書類の写しの提出でこれを満たすことができます。（メーカー名・製品名・サイズ等が窓の情報と整合が取れる場合に限ります。）



⑦ 技術仕様が確認できる書類	場合により必要
----------------	---------

⑥の未使用品であることが確認できる書類に記載されていない項目がある場合は、カタログや仕様書等を提出してください。

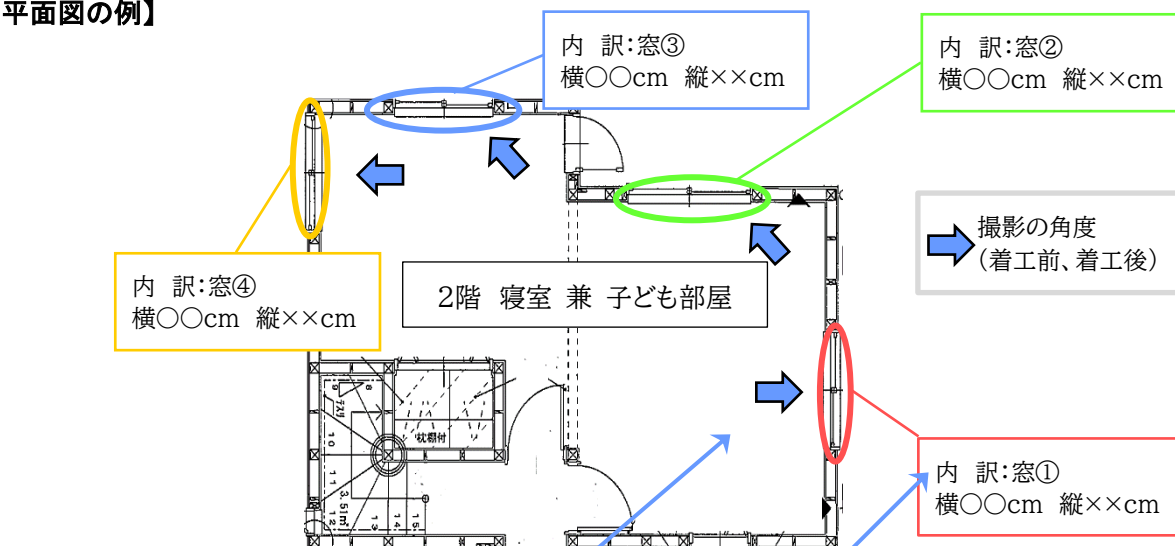
- ・ 型式、形状、性能等の仕様が確認できるもの

⑧ 設置場所が確認できる平面図および立面図

必要

保証書、内訳明細書等の内容と照合できるよう窓にマーカー・番号を付し、サイズ等を書き込んだものを提出してください。

【平面図の例】



写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください

平面図および立面図について断熱改修した窓の場所が確認できるようにマーカーをしてください

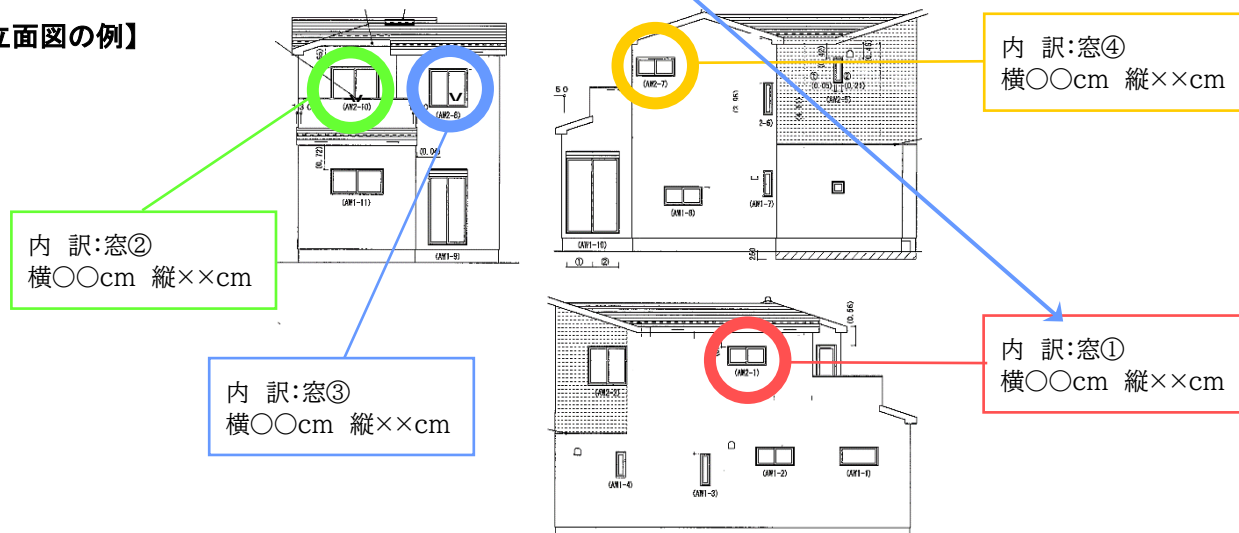
その際、別途提出している保証書、内訳明細書等の写しに記載されている内容が確認できるように、番号を付す等してください

内訳明細書

※簡略して作成しています

補助対象経費	製造社名	補助対象機器登録番号	数量	単位	単価	税抜金額
窓①④	XXXX	W000W0000	2	窓	¥60,000	¥120,000
窓②	XXXX	W000W0000	1	窓	¥100,000	¥100,000
窓③	XXXX	W000W0000	1	窓	¥80,000	¥80,000
取り付け費						
解体撤去費						

【立面図の例】



⑨ 支払いを証明する書類	必要
--------------	----

18ページ「Q2-10」参照

申請する設備の施工内容と合致する但し書きがある領収書等の写しを提出してください。

クレジット契約で領収書が発行されない場合は、クレジット契約書(申込書は不可)の写しを提出してください。

- ➔ 所有権留保付きローンにより補助対象設備を設置した方は、⑩の全額支払いの手続きが完了していることが確認できる書類を提出してください。
- ➔ 設備の導入をリースで行う場合は、⑩～⑪の書類を提出してください。

⑩ 全額支払いの手続きが完了していることが確認できる書類	場合により必要
------------------------------	---------

所有権留保付きローンにより補助対象設備を設置した方は提出してください。

- ・ 具体的な支払いスケジュールが明記されている契約書類等の写し

⑪ 設置に係る経費の内訳が記載された書類	必要
----------------------	----

補助対象経費の内訳(補助対象設備(メーカー名、登録番号)、補助対象設備の設置工事費用)が明記されているもの※を提出してください。保証書、平面図等の内容と照合できるよう、窓に番号を付してください。

- ・ 経費の明細がわかる書類(見積書、内訳書、請求書等)をもって代用することができます。

※ 補助対象経費には、消費税・地方消費税相当額・国等の補助金の額を含めないものとします。

● 内訳明細書記載例

各項目の金額等は必ず記入してください。(補助金対象経費の算定に要します。)

必要に応じて、参考様式の行や列の追加・削除をしていただいて構いません。

参考様式2

申請者の氏名を記載してください

鎌ヶ谷 次郎

窓の断熱改修費用の内訳

様邸における窓の断熱改修費用の内訳について

・環境共創イニシアチブの登録型番

・北海道環境財団の登録番号

・先進的窓リノベ事業対象の性能証明書の製品型番

のいずれかを記載してください

補助対象経費	製造社名	型式・仕様 補助対象機器登録番号	数量	単位	単価	税抜金額
断熱窓 2階寝室兼子供部屋 窓①横cm×縦cm	〇〇社	引違い内窓 複層ガラス W000000S	1	窓	¥ 60,000	¥ 60,000
断熱窓 2階寝室兼子供部屋 窓②横cm×縦cm	〇〇社	引違い内窓 複層ガラス W000000L	1	窓	¥ 100,000	¥ 100,000
断熱窓 2階寝室兼子供部屋 窓③横cm×縦cm					80,000	¥ 80,000
断熱窓 2階寝室兼子供部屋 窓④横cm×縦cm					60,000	¥ 60,000
取り付け費					¥10,000	¥ 10,000
額縁・ふかし枠等購入費					¥20,000	¥ 20,000
既存設備の解体撤去費					¥10,000	¥ 10,000
(1) 補助対象経費小計						¥ 340,000

【補助対象経費】
設備本体(ガラス、窓)および高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等)

【補助対象外経費】
網戸、雨戸等の窓付属部材費や、ガラスが付随する玄関ドア等そのものの本体およびその交換に要する工事費

補助対象経費に含まれるか不明な費用がある場合は、事前にお問い合わせください

補助対象外経費	製造社名	型式・仕様	数量	単位	単価	税抜金額
窓付属部材費(網戸、雨戸等)			1	式		¥ 30,000
(2) 補助対象外経費小計						¥ 30,000

備考

他補助金内訳: 先進的窓リノベ事業 165,000円

(窓①④28,000円×2、窓③44,000円、窓②65,000円)

小 計 (1) + (2)	¥ 370,000
他 補 助 金	¥ 165,000
合 計	¥ 205,000
消 費 税	¥ 20,500
総 合 計	¥ 225,500

発行者(販売店)の情報を記載してください

会社名
株式会社〇〇〇〇

〒

千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

Tel XXX-XXXX-XXXX

国等の他団体から補助金の交付を受けている場合は、補助対象経費から控除してください

(4) 他補助金控除後の補助対象経費(1)-(3)

¥ 175,000

補助申請金額

¥ 43,000

※(4)×1/4から千円未満の端数を切り捨てた額(補助金額上限内)

【記載例の場合】

175,000 円 × 1/4 = 43,750 円

千円未満の端数を切り捨てて、43,000 円

申請書の金額と一致することを確認してください

⑫ 設置状況が確認できる写真	必要
----------------	----

- ・ 工事着工前と工事着工後の両方の写真を提出してください。
- ・ 設置した窓の位置が確認できるよう番号を付してください。(⑧設置場所が確認できる平面図および立面図 参照)
- ・ 対象設備の設置が完了したことが確認できるように撮影をしてください。
ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、「工事作業中の写真も撮影する」「新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影する」等
対応いただき、設置が完了していることを証明できるように準備してください。
- ・ 工事着工前と工事着工後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
- ・ 設置したすべての窓を撮影してください。
- ・ 設置した窓全体を撮影してください。
- ・ カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの(机、棚、観葉植物等)は除いてから撮影してください。

⑬ 既存住宅であることが確認できる書類	必要
---------------------	----

設置した住宅の建築年がわかる、次のいずれかの書類の写しを提出してください。

- ・住宅の検査済証、固定資産(土地・家屋)公課証明書、納税通知書(課税明細書)等

設備の導入をリースで行う場合	
⑭ リース契約書の写し	必要

補助金額をリース料金から差し引いたリース料総額または補助金額をリース期間で除した月額リース料金(リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること)を確認します。

リース契約書からこれらが確認できない場合は、①もしくは②の対応をお願いします。

- ① 補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結する
- ② 補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書をリース事業者およびリース先で締結のうえ提出する

設備の導入をリースで行う場合	
⑮ 貸与料金の算定根拠明細書(第1号様式の2別紙)	必要

リース事業者が、リースを受けるものから領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元することを確認します。

● 貸与料金の算定根拠明細書記入例(第1号様式の2別紙) 設備の導入をリースで行う場合

第1号様式の2別紙(第5条関係)

貸与料金の算定根拠明細書

鎌ケ谷市長

様

リース事業者

住

所

▲▲県●●市××1-2-3

名

称

●●●株式会社

代表者職・氏名

取締役社長 鎌ケ谷 花子

電 話 番 号

000-0000-0000

リ ー ス 先

住

所

鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1

氏

名

鎌ケ谷 次郎

電 話 番 号

047-123-4567

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。

また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース 期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		鎌ケ谷市 補助金(a)	国の 補助金(b)	合計(c) ((a)+(b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d)-(e))
窓の断熱改修	120 月	80,000 円	0 円	80,000 円	500,000 円	420,000 円	80,000 円

(注意事項)

- ・ 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- ・ 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- ・ 鎌ケ谷市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- ・ リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

設備の導入をリースで行う場合	
⑰ リース事業者の登記事項証明書	必要

リース事業者の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書を提出してください。

3. Q&A

(1) 補助制度全般について

Q1-1	すでに設置した設備が対象となりますか？申請時に設置中の設備も対象となりますか？
A	申請の際には工事を完了している必要があるため、すでに設置した設備のみが対象です。
Q1-2	申請時にすでに設備を使用し始めていますがよいですか？
A	「未使用品」とは、設置した設備が新品であることを指します。 申請時には設備を使用し始めていることが条件になっています。
Q1-3	申請書等の様式はこちらで作成してもよいですか？
A	指定した様式を使用してください。 ただし、参考様式で示されている様式については、参考様式の内容が網羅されていれば、申請者が作成することができます。
Q1-4	手続き代行を依頼した場合、市からの通知は申請者と代行者、どちらに送られてきますか？
A	申請者に送付します。
Q1-5	国や県の補助金を一緒に受けることはできますか？
A	可能です。 ただし、本補助金の算定にあたっては、補助対象経費からその補助金額を控除します。
Q1-6	過去に鎌ヶ谷市の補助を受け、設備を設置しました。今回は別の種類の設備について申請しようと思いますが、可能ですか？
A	可能です。 設備の種類が異なれば一度に複数の設備について申請することも可能です。

(2) 補助対象について

Q2-1	二世帯住宅です。各世帯に対象設備をそれぞれ設置したいのですが、両方とも補助金をもらえますか？
A	対象になります。 ただし、それぞれの世帯から申請をしてください。
Q2-2	住居と事務所が併用ですが、補助対象ですか？
A	住居のみ対象になります。 ただし、建物の所有が法人である場合は、法人の承諾書が必要です。
Q2-3	借家に設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？
A	対象になります。 ただし、建物の所有者（大家等）の承諾書が必要です。 また法定耐用年数の期間内は売却等の処分をすることができません。

Q2-4 複数の住宅を所有しています。全部に対象設備を設置しようと思いますが、すべて補助対象となりますか？	
A	申請者が補助金を交付できるのは設備の種類1つにつき1回だけになります。
Q2-5 現在、市外に住んでいます。市内に家を購入し、対象設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象になります。 ただし、申請日までに、申請者がその住宅に住み、鎌ケ谷市に住民登録をし、対象設備の設置が完了していることが条件です。
Q2-6 現在、市外に単身赴任をしています。市内の留守宅に対象設備をつけようと考えていますが、補助対象ですか？	
A	申請日までに、申請者がその住宅に住み、鎌ケ谷市に住民登録することが条件です。
Q2-7 別荘に対象設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象外です。 補助対象は、自ら居住する市内の住宅のみです。
Q2-8 対象設備が備え付けられた建売住宅を購入しようと思いますが、補助対象ですか？	
A	対象外です。
Q2-9 設置の工事はいつまでに終わらせなければいけませんか？	
A	申請日までに完了させ、かつ申請者がその住宅に住み、鎌ケ谷市に住民登録することが条件です。
Q2-10 ローンやクレジット契約で購入した場合、補助の対象ですか？	
A	クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払いを証明する書類（支払証明書）」を発行できる場合は、対象になります。 所有権留保付きローンの場合は、「全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類」の提出により対象になります。 リース契約の場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類（領収書の写し等）の提出により対象になります。
Q2-11 ハウスメーカーのキャンペーン等により、設置に要した費用が0円となる場合、補助の対象ですか？	
A	対象外です。
Q2-12 前年度と本年度にわけて断熱改修をした場合、すべて補助の対象になりますか？	
A	本年度に改修した工事が補助の対象になります。

(3) 補助金の申請について

Q3-1 設置完了日とはいつのことですか？	
A	工事が完了し、設備の使用を開始した日になります。
Q3-2 補助対象設備を2種類以上設置しようと考えていますが、設置日が異なります。どのように申請すればよいですか？	
A	すべての設備の設置が完了してからまとめて申請していただいても構いませんが、申請は予算の範囲で先着順に受け付けるため、設置が完了した設備から都度申請をしていただいた方が安全です。 なお、2種類以上の設備について申請する場合、「着工日」はそれぞれの設備の着工日を、「工事完了日」はすべての設備の設置が完了した日をご記入ください。

Q3-3 保証書も出荷証明書も手元にありません。どのように申請すればよいですか？	
A	未使用品であることを確認できる書類として、保証書、出荷証明書以外に、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）でも可とします。 なお、設備本体の購入日、メーカー名、品番それぞれの項目が網羅されていることが必要です。 もし保証書や出荷証明書等に設備本体の購入日、メーカー名、品番の項目が記載されていない場合は、併せてカタログや仕様書をご提出ください。
Q3-4 内訳明細書は「工事費一式」の記載でもよいですか？	
A	「工事費一式」ではお受けできません。 内訳明細書については13～14ページを参考に作成してください。
Q3-5 補助金交付申請手続代行届出書を提出したいのですが、法人名は法人の支社でもよいですか？	
A	構いません。

(4) リースについて

Q4-1 リース契約の期間は何年でもよいですか？	
A	リース契約の期間が対象設備の財産処分制限期間以上であるか、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていることが必要です。
Q4-2 リース事業者の所在地が市外でも申請できますか？	
A	申請できます。
Q4-3 補助対象設備の設置をリースで導入した場合、市からの通知は設置者とリース事業者、どちらに送られてきますか？	
A	リース事業者に送付します。

(5) その他

Q5-1 振込口座は、会社名義の口座でも構いませんか？	
A	申請者本人名義の口座に限ります。
Q5-2 いつ、振り込まれますか？	
A	市が請求書を受理してから、30日程度を見込んでください。
Q5-3 いつまでに請求書を提出すればいいですか？	
A	補助金交付決定者に別途お知らせする提出期限までに、環境課窓口へ提出してください。（郵送可）
Q5-4 設置した設備はいつまで所有するべきですか？	
A	窓の断熱改修の財産処分制限期間は10年です。 10年が経過する前に設備を処分する場合は、別途申請が必要となりますので、あらかじめご相談ください。 なお、リース契約で導入した補助対象設備を上記期間内に手放した場合、上記期間満了日までの月数に相当する補助金額について返還の手続きが必要です。 個人とリース事業者連名で申請し、補助金の返還者はリース事業者になります。
Q5-5 知りたい質問の回答がここにはありません。	
A	環境課までご相談ください。

4. お問い合わせ

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課 | 市役所1階

電話	047-445-1227	ファックス	047-445-1400
メール	ontai@city.kamagaya.chiba.jp		
受付時間	午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)		